

2008年度  
倒産法講義  
民事再生法 4a

関西大学法学部教授  
栗田 隆

倒産法講義 民事再生法 第4a回

第4章 再生債権

1. 再生債権者の権利 — 相殺から
2. 再生債権の届出
3. 再生債権の調査及び確定
4. 債権者集会及び債権者委員会

第5章 共益債権、一般優先債権及び開始後債権

T. Kurita

2

再生債権者の相殺権（92条）

要件： 債権届出期間の満了前に相殺適状に達していること。再生債権者の負う債務については、

1. 期限付でもよい。
2. 停止条件付の場合については、規定はないが、条件不成就の利益を放棄して相殺できる（反対説あり）。

効果： 再生債権者は、債権届出期間内に限り、再生計画の定めるところによらないで、相殺をすることができる。（計画案の作成を容易にするために行使期間に制限がある）

T. Kurita

3

受働債権が賃料債権である場合の特則（92条2項）



再生手続開始の時点における賃料の6ヶ月分に相当する額を限度として、債権届出期間内に限り、再生計画の定めるところによらないで、相殺をすることができる。

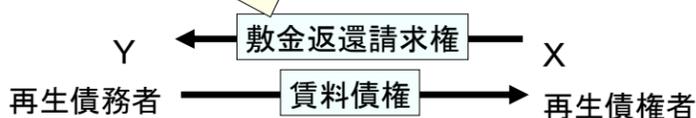
T. Kurita

4

敷金返還請求権についての特則（92条）

次の金額が共益債権となる（3項）

- 再生手続開始の時点における賃料6ヶ月分を上限額として、その範囲での賃料弁済額。
- 2項相殺がなされている場合には、その分だけ上限額を削減する



T. Kurita

5

92条2項・3項の規定の趣旨

賃貸人である再生債務者が賃料を現実に収受できるようにして（キャッシュフローの確保）、事業の再生を容易にすること。

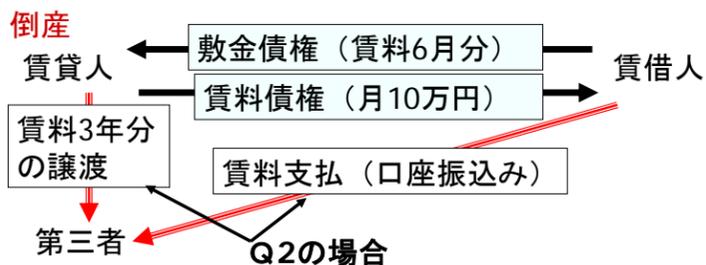
再生手続開始後の賃料債権の開始前における処分等

処分等	破産手続	再生手続
賃料債権の譲渡		
賃料債権への質権設定		
賃料前払		
賃料債権と対立する倒産債権の手続開始前における発生と開始後の相殺	67条・70条	92条

T. Kurita

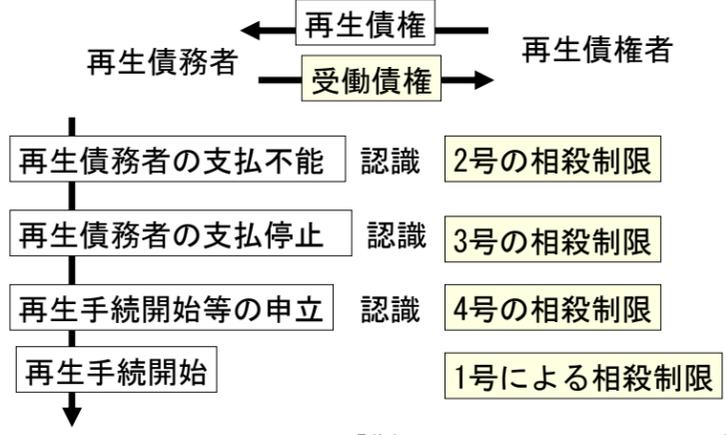
6

練習問題



- Q1 2006年3月1日に再生手続又は破産手続が開始された場合に、賃借人は敷金を回収できるか。
- Q2 2005年3月1日に賃料債権3年分が譲渡されていた場合は、どうか。

相殺禁止 (93条)

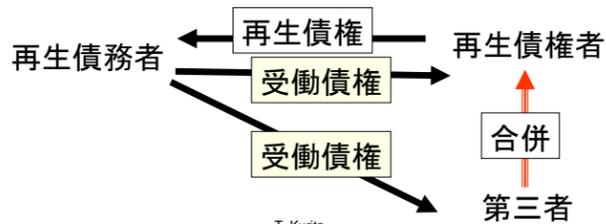


93条1項2号の読み方

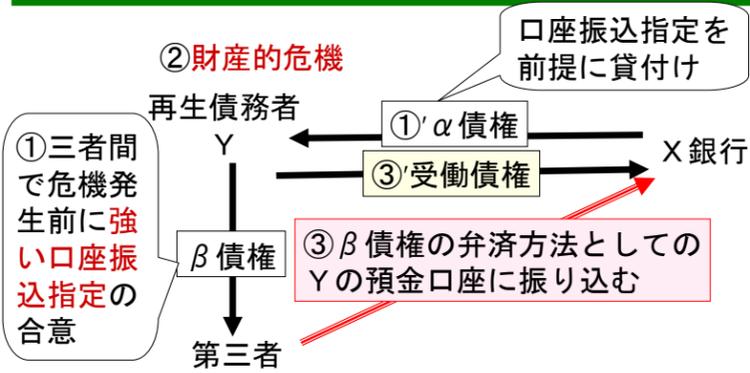
- 再生債務者の支払不能後に
  - 契約によって負担する債務を専ら再生債権をもってする相殺に供する目的で再生債務者の財産の処分を内容とする契約を再生債務者との間で締結し、
  - 又は再生債務者に対して債務を負担する者の債務を引き受けることを内容とする契約を締結することにより再生債務者に対して債務を負担した場合であって、
- 当該契約の締結の当時、支払不能であったことを知っていたとき。
- 相殺目的の要件は、前段 (1) にのみ係る。

93条2項1号 法定の原因

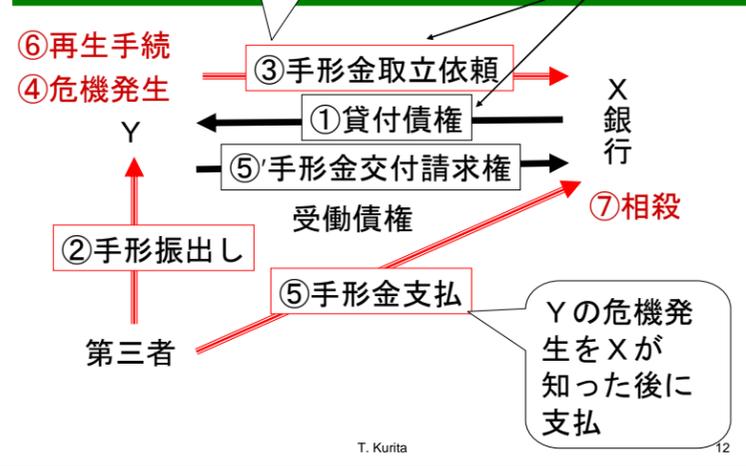
- 相続、合併、事務管理、不当利得など
- これらの場合には、債権者が債務者の財産的危機を知って債権債務の対立状況を作出することを想定できないことが根拠となる。
- このうちで、合併については、異論が強い。

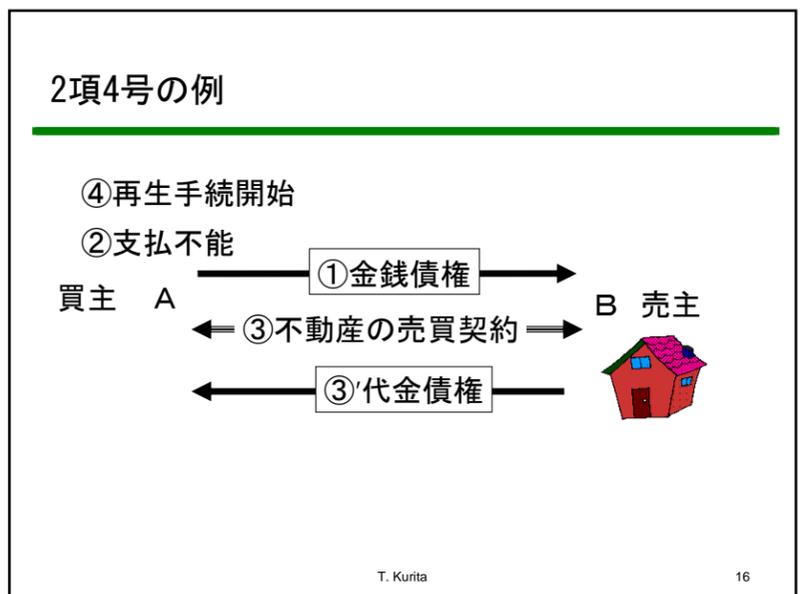
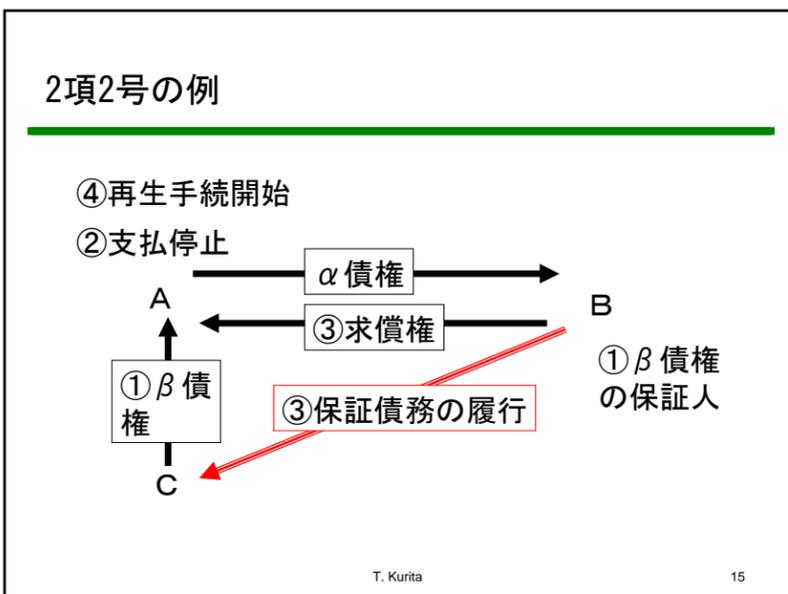
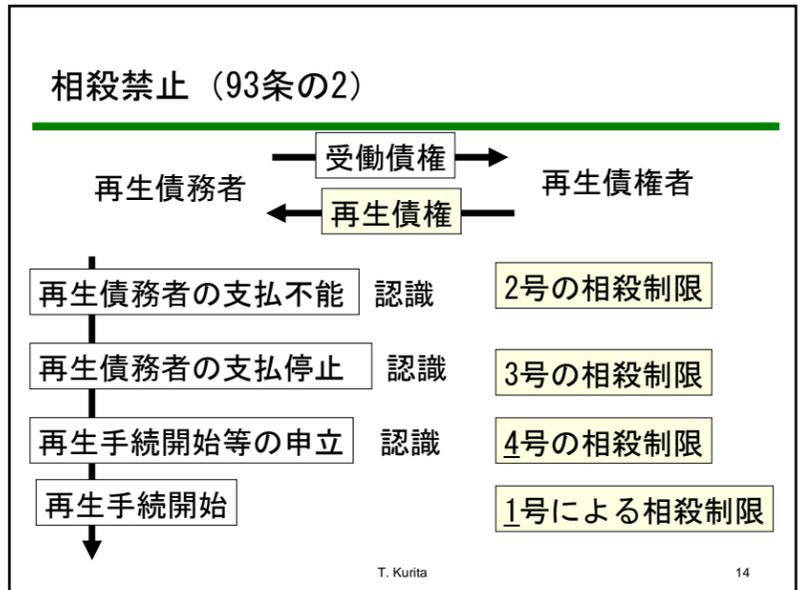
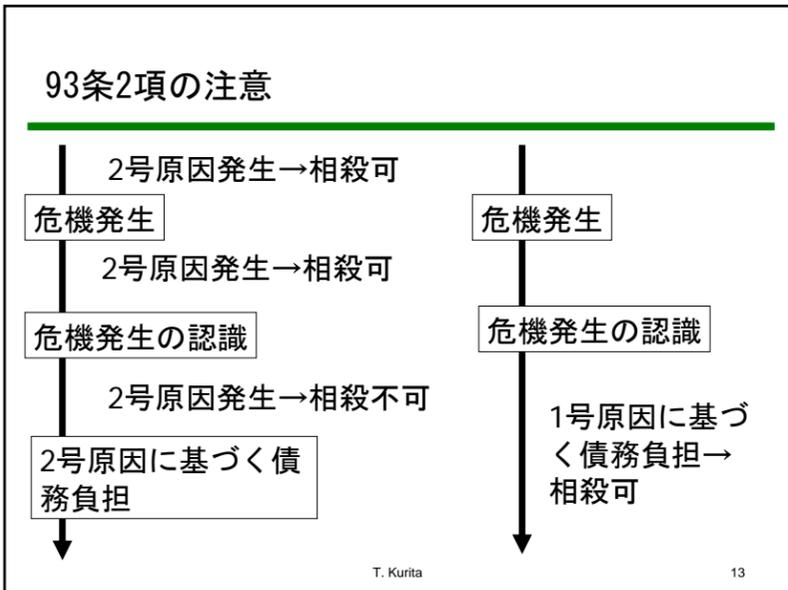


93条2項2号 危機発生を知る前に生じた原因



2号 続





- ### 再生債権の届出（94条）
- 届出期間 再生手続開始決定において付随処分として定める（34条1項）
  - 届出事項
    - 内容及び原因、約定劣後再生債権であるときはその旨、議決権の額その他最高裁判所規則で定める事項。有名義債権者が債権確定訴訟の起訴責任の転換の利益を受けるためには、当該名義を届け出なければならない（規31条1項4号・3項）。
    - 別除権者は、その他に、別除権の目的財産及び予定不足額 予定不足額相当額で議決権を行使できる（88条）
- T. Kurita 17

- ### 届出の主要な効果
- 他の再生債権者の届出内容に対する異議権（102条1項）、議決権に対する異議権（170条1項）
  - 再生計画案の作成提出権（163条2項）
  - 債権者集会における議決権（170条2項・171条1項）
  - 記録の閲覧謄写の権利（16条1項・2項）
  - 再生計画認可後の計画変更申立権（187条1項）
  - 再生計画に従って弁済を受ける権利（179条1項）
  - 時効中断効（民152条）
- T. Kurita 18

## 再生計画に従って弁済を受ける権利

次の場合には、届出をしていなくても、この権利は失われない。

- 再生債務者等が再生債権を自認している場合（179条1項）
- 再生債務者等が再生債権の存在を知らず自認内容を認否書に記載しなかった場合（181条1項3号）
- 再生計画の付議決定前に届出をすることができなかつたことについて再生債権者の責めに帰すことのできない事由があった場合（181条1項1・2号）

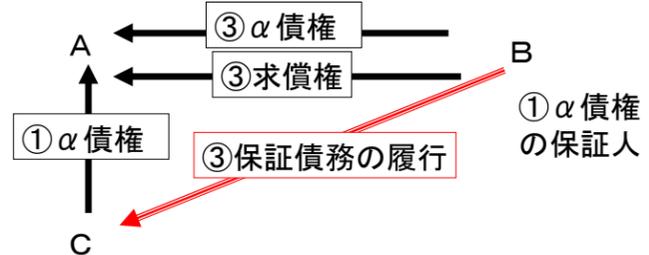
T. Kurita

19

## 届出名義の変更（96条）

届出をした再生債権を取得した者は、債権届出期間が経過した後でも、届出名義の変更を受けることができる。

②再生手続開始



T. Kurita

20

## 再生債権の調査及び確定

### 再生債権の届出

- 裁判所書記官による再生債権者表の作成（99条）

### 裁判所による再生債権の調査（100条）

- 再生債務者による認否書の作成及び提出（101条）
- 届出再生債権者による異議（102条1項）
- 再生債務者による異議（102条2項）

T. Kurita

21

## 債権調査期間

一般債権調査期間  
（34条1項・102条）

届出期間内に届け出られた債権

特別債権調査期間  
（103条）

届出期間経過後に届出が追完された債権（95条）

T. Kurita

22

## 調査による確定（104条）

再生債権の調査において、

1. 再生債務者等が認め、かつ、
2. 調査期間内に届出再生債権者の異議がなかったときは、

その再生債権の内容又は議決権の額は、確定する。

T. Kurita

23

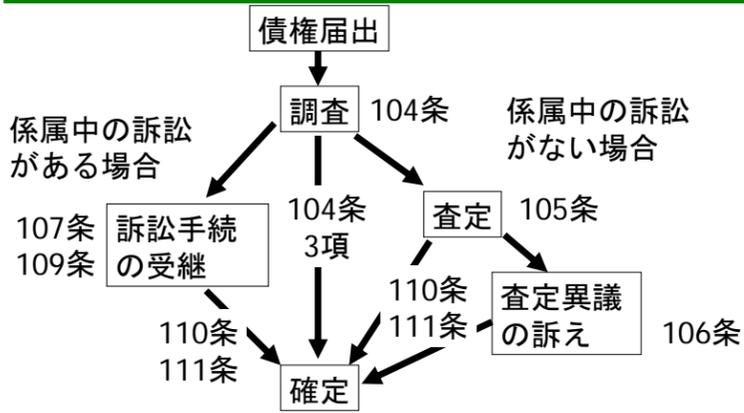
## 確定債権の取り扱い

- 裁判所書記官が再生債権者表に確定した旨を記載する。
- 確定した再生債権については、再生債権者表の記載は、再生債権者の全員に対して確定判決と同一の効力を有する。

T. Kurita

24

## 異議等のある債権の確定手続



T. Kurita

25

## 債権者集会（114条以下）

- 招集権者 裁判所
- 招集の要件
  1. 再生債権者の総債権について裁判所が評価した額の十分の一以上に当たる債権を有する再生債権者の申立て
  2. 裁判所が相当と認めるとき
- 集会期日への呼び出し（115条）
- 集会の指揮（116条）

T. Kurita

26

## 債権者委員会（117条以下）

- 関与承認（117条）
- 債権者委員会の意見聴取（118条）
- 再生債務者等の債権者委員会に対する報告義務（118条の2）
- 再生債務者等に対する報告命令（118条の3）

T. Kurita

27

## 共益債権

- 要件
  1. 再生債権者全体の利益に資する債権が中心（119条から120条の2）。
  2. これ以外にも共益債権とされているものが多数ある（49条4項・39条3項など）
- 効果（121条）
  1. 再生手続によらないで随時弁済する。
  2. 再生債権に優先する
  3. 共益債権に基づく強制執行と仮差押えの許容とその制限（3項）

T. Kurita

28

## 一般優先債権（122条）

- 要件 一般の先取特権その他一般の優先権がある債権
- 効果
  1. 再生手続によらないで随時弁済する。
  2. 一般の再生債権に優先して弁済を受けることができる。これは要件から明らかであるので、121条2項のような規定は置かれていない。
  3. 優先権が一定の期間内の債権額につき存在する場合には、その期間は、再生手続開始の時からさかのぼって計算する。

T. Kurita

29

## 共益債権と一般優先債権との区分

- 再生手続上の取扱いに、実際上の違いはない。
- 再生手続から破産手続に移行した場合には、取り扱いに差異が生ずる
  1. 共益債権 → 財団債権
  2. 一般優先債権 → 優先的破産債権

T. Kurita

30

## 共益債権・一般優先債権への弁済不能

- 再生手続係属中に共益債権および一般優先債権の弁済が不能となれば、再生計画の遂行は不能となり、手続は廃止（途中終了）されるべきである。
  1. 191条1号（再生計画認可前の手続廃止）
  2. 194条（再生計画認可後の手続廃止）
- 再生手続廃止後は、実体法上の優先関係に従って弁済がなされる（一般優先債権（たとえば租税債権）が共益債権に優先することもある）。
- 破産手続を開始することが望ましい。

T. Kurita

31

## 開始後債権（123条）

- 要件 再生手続開始後の原因に基づいて生じた財産上の請求権（共益債権、一般優先債権又は再生債権であるものを除く）（1項）
- 効果
  1. 他のすべての債権に後れる
  2. 再生計画で定められた弁済期間中は、免除を除く債務消滅行為が禁止される（2項） 債権者からの相殺も不可
  3. 強制執行・保全処分・財産開示手続の制限（3項）

T. Kurita

32